

環水大水発第 2212233 号
令和 4 年 12 月 23 日

都道府県知事
水質汚濁防止法政令市長

} 殿

環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行について

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 396 号。以下「改正令」という。）が本日公布され、令和 5 年 2 月 1 日から施行されることとなった。今回の改正は、アニリン、ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA。以下「PFOA」という。）及びその塩、ペルフルオロ（オクタン—スルホン酸）（別名 PFOS。以下「PFOS」という。）及びその塩並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の 4 物質を水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」（以下「指定物質」という。）に追加することにより、事故時における公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することを目的としている。

貴職におかれては、下記の事項に十分御留意の上、法の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いするとともに、必要に応じて貴管内市町村にも周知方お願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

指定物質の指定については、「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について（答申）」（平成 23 年 2 月中央環境審議会）により、水環境において、人の健康の保護や生活環境の保全等の観点から環境基準等に設定された物質が指定対象とされた。

前回の指定物質の見直しから一定期間が経ち、平成 25 年 3 月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が環境基準に追加されるとともに、平成 25

年 3 月にアニリンが、令和 2 年 5 月に PFOA 及び PFOS がそれぞれ要監視項目に追加された。

これらの状況を踏まえ、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（令和 4 年 9 月 15 日）における審議の結果、アニリン等の 4 物質を指定物質として指定することが適当とされたことから、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「令」という。）について所要の改正を行うものである。

第 2 改正の内容

1 指定物質関係

事故時の措置の対象となる指定物質として、アニリン、PFOA 及びその塩、PFOS 及びその塩並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の 4 物質を令第 3 条の 3 に追加することとした。

2 事故時の措置

改正令において新たに指定物質に追加された物質は、他の指定物質と同様、法第 14 条の 2 の事故が発生した場合の応急の措置や届出等の事故時の措置の規定が適用されるので、その物質の製造等を行う特定事業場等に対し、この旨の周知徹底を図るとともに、事故による公共用水域及び地下水の水質汚濁の未然防止に適切に取り組むことが必要である。

第 3 その他の留意事項

施行に当たっては、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成 23 年 3 月 16 日付け環水大大発第 110316001 号・環水大水発第 110316002 号環境省水・大気環境局長通知）を参照されたい。

また、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）については、環境中で分解されにくく、生物蓄積性が高いといった性質を有し、人及び動植物に対する長期毒性を有することから、その環境中への排出を出来る限り抑えけるとともに、関係地方公共団体においてその排出の実態を出来る限り把握し、必要に応じて適切なリスク管理を行っていくことが重要である。

このため、PFOS 等を含有する泡消火剤（以下「PFOS 等含有消火剤」という。）を保管している事業場に対して、今般の指定物質指定に伴う事故時の措置のみならず、消火活動等のための PFOS 等含有消火剤の使用に伴って PFOS 等が公共用水域等に流出した場合についても、PFOS 等含有消火剤の流出状況等について関係地方公共団体に情報提供するよう、関係省庁及び関係業界団体に協力を依頼しているところである。貴職におかれては、その旨御承知おきいただくとともに、PFOS 等含有消火剤を保管する貴管下の特定事業場等に対し、当該協力依頼の周知徹底をお願いする。